

資格の大原

第 68 回税理士試験

解答速報

国税徴収法

本解答は平成 30 年 8 月 10 日 16 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

〔第一問〕－50点－

問1

(10点)

- (1) 以下のような公売の特殊性により、公売財産の売却価額が通常の売買における売買価額よりも低くならざるを得ないことを考慮して、見積価額を決定するように求めたものである。
- ① 換価財産の条件が一方的に決定され買受の手数が煩雑であること
 - ② 売主は瑕疵担保責任を負わないこと
 - ③ 税務署側の都合により公売処分が取消されることがあること
 - ④ 買主は原則として解約、返品、取替えができないこと
- (2) 徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定め、税務署長は、最高価申込者に対して売却決定を行うものであるから、見積価額は、公売財産の最低公売価額としての意義を有する。
- 最低公売価額としての見積価額を公告することは、この価額を目安として買い受けの申込みができるため、一般消費者も容易に公売に参加することができ、換価を促進する利点がある。

問2

(20点)

〔1〕通知しなければならない理由

徴収職員は、滞納者の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならないが、第三者の権利の尊重の規定は訓示規定であり、制度的保障として差押換制度が定められている。

この第三者からの差押換の請求の機会を賃借権を有する者に与えるために、不動産を差し押さえた旨を通知しなければならない。

〔2〕国税徴収法に定められた制度（差押換の請求）

賃借権の目的となっている財産が差し押えられた場合においては、その賃借権者は、税務署長に対し、滞納者が次のすべてに該当する財産を有することを理由として、その財産の公売公告の日までにその差押換を請求することができる。

- (1) 換価の容易なものであること
- (2) 他の第三者の権利の目的となっていないものであること
- (3) 滞納国税の全額を徴収できるものであること

問3

(20点)

徴収することができる金額 : 500万円

理由 :

〔1〕概要

滞納者Bの滞納所得税を親族Cから徴収するためには、親族Cに対して、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を追及することになる。

〔2〕成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- (1) 滞納者Bは甲土地につき無償譲渡等の処分を行ったこと。
- (2) 甲土地の贈与(平成30年2月1日)は、滞納者Bの平成28年分所得税の法定納期限(平成29年3月15日)の1年前の日以後の譲渡に該当する。
- (3) 滞納者Bは唯一の財産を贈与しており、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められる。
- (4) (3)の国税に不足すると認められることが、(1)の処分に基因すると認められる。

〔3〕徴収できる金額

滞納者Bの親族その他の特殊関係者である親族Cは贈与により受けた利益の額を責任限度額として徴収できる金額が計算される。受けた利益の額は甲土地の評価額から親族Cが引き受けた被担保債権に係る債務を控除した500万円(評価額900万円－被担保債権額400万円)となる。

〔第二問〕－50点－

問 1

(30点)

徴収することができる金額 : 90万円

徴収するための措置、理由 :

〔1〕 F 税務署長がとるべき措置

(1) 概 要

F 税務署長が所得税を徴収するためにとるべき措置は、換価の猶予の取消及び物上保証人 G の乙土地の処分である。

(2) 換価の猶予の取消

換価の猶予を受けた滞納者 E が、分割納付の各納付期限ごとの納付金額（毎月末30万円）をその納付期限（7月31日）までに納付しない場合には、F 税務署長は、その猶予を取り消すことができる。

なお、自身の趣味のためにバイク及びフィギアを購入したことによる資金不足は、やむを得ない理由があると認めるときには該当せず、換価の猶予を取消することとなる。

(3) 物上保証人 G の乙土地の処分

① 要 件

F 税務署長は、担保の提供されている所得税についての換価の猶予を取り消したときは、担保物を処分してその国税に充てる。

② 担保物の処分

担保物が金銭以外の財産（乙土地）である場合には、その財産を滞納処分の例により処分してその所得税及びその財産の処分費に充てる。

〔2〕 徴収することができる金額

(1) 根 拠

① H 抵当権と物上保証に係る抵当権との関係

抵当権の設定時に、H 銀行は物上保証に係る所得税の法定納期限等は知り得ないため、抵当権の設定登記日の先後によりその優劣を定める。

本問の場合には、H 抵当権の設定登記日（平成29年7月1日）が、物上保証に係る抵当権の設定登記日（平成30年4月1日）より早いため、H 抵当権の被担保債権が、物上保証に係る抵当権の被担保債権に優先する。

② 配当の原則

乙土地の換価代金は納付できなかった猶予に係る所得税（平成29年分）90万円（7月分～9月分）に配当し、配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は物上保証人 G に交付する。

(2) 配当順位及び配当金額

上記(1)より、次のようになる。

第1順位	H 抵当権の被担保債権	300万円
第2順位	所得税（平成29年分）	90万円
第3順位	物上保証人 G	110万円
	合 計	<u>500万円</u>

問 2

(20点)

[1] F 税務署長がとるべき措置

突如、取引先の都合により受注が減少し、納付資金が不足した場合は、分割納付ができなかったやむを得ない理由に該当することから、換価の猶予を取消すことはなく、分割納付の変更及び猶予期間の延長を認めることができる。

[2] 分割納付の変更

F 税務署長は、その猶予に係る金額（所得税180万円）を分割して納付させる場合において、滞納者 E が通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額（毎月末30万円）をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更することができる。

なお、変更後の分割納付期限は、その猶予期間を超えることはできない。

よって、平成30年7月分以降は、毎月末20万円とすることを認め、7月分から9月分までは20万円とすることができる。

[3] 猶予期間の延長

(1) 延長の申請

F 税務署長はその猶予した期間内（平成30年4月1日から9月30日まで）にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、滞納者 E の申請に基づき、その期間を延長することができる。

よって、滞納者 E の申請に基づき猶予期間を平成30年11月30日まで延長し、10月分は20万、11月分は10万円の納付金額とすることができる。

(2) 申請に対する措置

① 調 査

F 税務署長は、申請書の提出があった場合には、その申請に係る事項について調査を行い、猶予期間を延長する。

② 通 知

F 税務署長は、猶予期間を延長したときは、その旨その他一定の事項を滞納者 E に通知しなければならない。

□合格ラインの読み□

本年度の試験は、〔第一問〕50点、〔第二問〕50点の配点でした。

例年の本試験同様に解答時間に余裕がありました。第一問、第二問ともに、作文での解答要素が強く、また、近年の本試験で出題されている論点からの出題が多く、準備が不足していた方が多かったのではないかと思います。

〔第一問〕

問1 見積価額について、差押財産を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない趣旨及び見積価額とその公告の役割は、正確に表現できた受験生の方はほとんどいらっしゃらないと思われます。正確な記述は必要ありませんが、何か関連する内容の記述があれば合格答案になりうるとされます。よって、問1については8点（10点満点）は得点してほしい問題でした。

問2 不動産を差し押さえた場合に賃借権者に通知する理由を解答する問題でした。差押換の請求の記述はしっかりとできてほしいところですが、その前提となる第三者の権利の尊重との関係、通知する理由について正確に表現できた受験生の方は少ないものと思われます。よって、問2については14点（20点満点）は得点してほしい問題でした。

問3 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を解答する事例問題でした。ほとんどの受験生の方が判断を誤ることはなく、しっかりと解答できたものと思われます。よって、問3については19点（20点満点）は得点してほしい問題でした。

〔第二問〕

問1 換価の猶予の取消しとそれに伴う担保物を処分する措置を問う問題でした。F税務署長がとるべき措置としては、換価の猶予の取消しは多くの受験生の方が記述できていたものと思われますが、担保物の処分については判断ができたものの暗記の精度が低く正確な記述ができた方は少なかったと思われます。また、徴収することができる金額については難解な論点はないことから多くの受験生の方が正確に解答できていたものと思われます。よって、問1については23点（30点満点）は得点してほしい問題でした。

問2 換価の猶予を取消すことなく分害納付の変更と猶予期間を延長する措置を問う問題でした。問1と異なりやむを得ない理由に該当するため換価の猶予を取消さないことが前提となりますが、分害納付の変更には気がついた受験生の方は多かったものと思われますが、猶予期間の延長にまで気がついた受験生の方は少なかったものと思われます。よって、問2については10点（20点満点）は得点してほしい問題でした。

総合して、ボーダーラインは74点、合格確実ラインは84点前後になると予想されます。

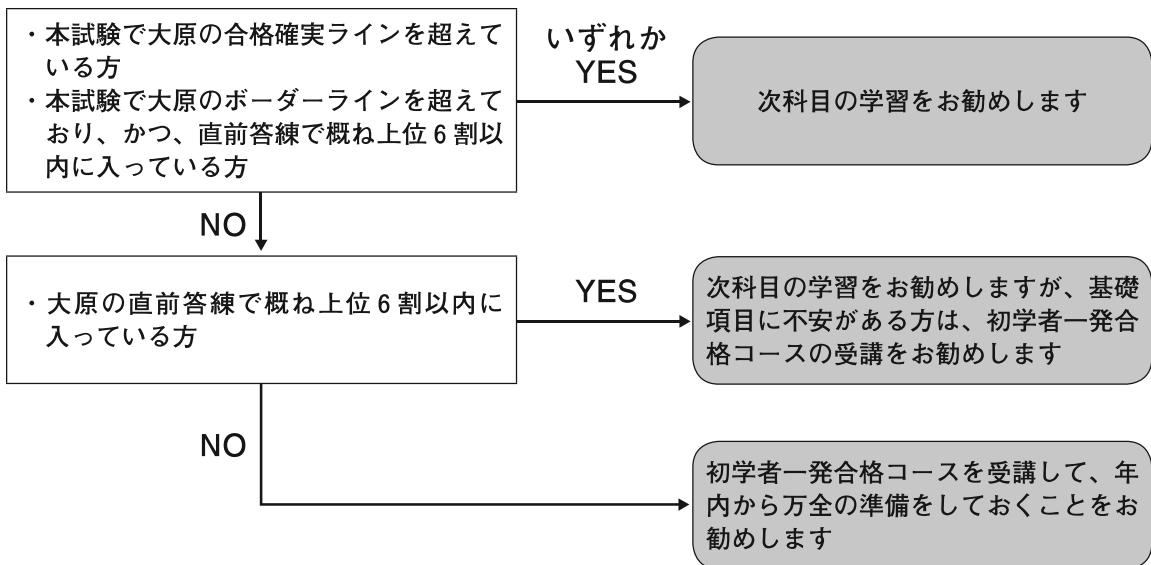
学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験の早期合格のためには適正な科目、コース選択が重要となります。そこで本試験の出来及びこれまでの学習状況を踏まえた上での科目、コース選択の指針を作成しましたので参考にして頂き、9月からの受講科目、受講コースを検討して頂ければと思います。

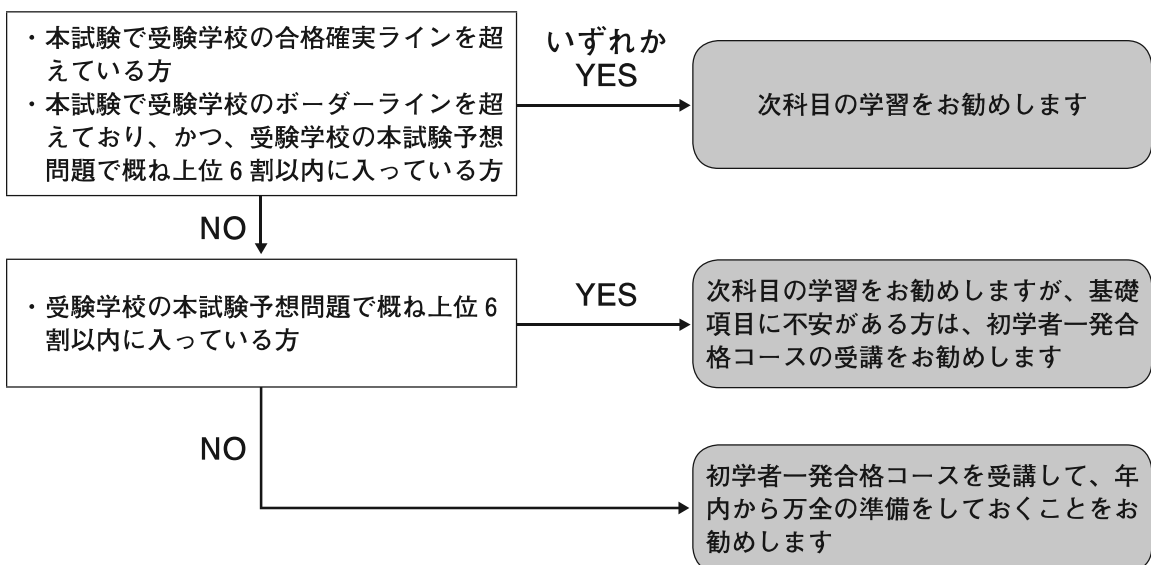
また、各コースの紹介文を作成させて頂きましたので参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談をさせていただきますので担当講師などにお気軽にご相談ください。

大原生の方



大原生以外の方



コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】

講義回数：41回（週1回）

講義時間：2時間30分、第33講より3時間

国税徴収法を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組める、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。